

建築研究所ニュース



平成22年 1月26日

平成22年度 独立行政法人建築研究所交流研究員の募集について

当研究所では、平成22年度の交流研究員の募集を行います。

交流研究員制度は、外部の機関に所属する職員を当研究所に受入れ、建築及び都市計画に係る技術の普及を図ることを目的としております。

詳細は別紙のとおりです。ご不明な点がございましたら、下記に問い合わせ下さい。
よろしく願いいたします。

(内容の問合せ先)

独立行政法人 建築研究所
所属 企画部企画調査課
氏名 森住 純一
電話 029-879-0638 (直通)
E-mail kikaku@kenken.go.jp
URL <http://www.kenken.go.jp/>

平成22年度独立行政法人建築研究所交流研究員の募集について

独立行政法人建築研究所では、平成22年度の交流研究員の募集を行います。

交流研究員制度は、外部の機関に所属する職員を当研究所に受入れ、建築及び都市計画に係る技術の普及を図ることを目的としております。

申請手続き及び受入れ可能な課題例は下記のとおりです。

記

1. 受入期間 : 平成22年4月1日～平成23年3月31日の期間
2. 申請期間 : 平成22年2月18日(木)(当日必着)
3. 応募資格 : 外部の機関に所属する職員であって、建築・都市計画技術に関する研究経験を有する者を対象
4. 申請書類 : 交流研究員受入れ申請書、交流研究員履歴書
5. 課題例 : 平成22年度交流研究員受入れ可能課題例一覧表
6. その他 : ①交流研究員の受入れに際しては、別添の受入条件を許諾していただきます。
②また、都合により申請どおり受入れることが出来ない場合があります。
③受入れることになった場合は、平成22年3月上旬に受入承認書の発送手続きを行います。
7. 申請先 : 独立行政法人建築研究所 企画部企画調査課 森住
〒305-0802 茨城県つくば市立原1番地

(問合せ先) 企画部企画調査課
調査担当主査 森住
TEL : 029-879-0638
FAX : 029-864-2989
E-mail:kikaku@kenken.go.jp

受入れ条件(申請機関の遵守事項)

- 交流研究員には、建築研究所理事長の指示に従い、指導責任者の指導を受けて御社(申請機関)の研究等の実施または住宅・建築・都市計画技術の修得をしていただきます。
- 交流研究員の給与等は、御社(申請機関)の負担になります。
- 御社(申請機関)における交流研究員の身分は、受入れに伴って変更しないで下さい。
- 交流研究員の受入れ期間中に、建築研究所で用務を行う場合のサービスについては、建築研究所の職員に準拠するものとします。
- 交流研究員の受入れに伴って発生した災害に関する補償は、御社(申請機関)において負担していただきます。
- 交流研究員が故意または過失により建築研究所または第三者に与えた損害については、御社(申請機関)が賠償の責を負うものといたします。
- 交流研究員の受入れ期間中について建築研究所の業務に支障が生じ、または天災その他やむを得ない理由が生じたため、当該交流研究員の受入れが困難となったときには、建築研究所は当該交流研究員の受入れを中止いたします。
- 交流研究員の受入期間中において、交流研究員の申請機関(交流研究員を申請機関に出向させている機関を含む)は、交流研究員が所属する研究グループ・センターの発注する業務委託契約等に参加することができません。
- その他、独立行政法人建築研究所交流研究員受入れ規程を遵守していただきます。